

「青い森しんきん相続定期預金」規定

— 金利上乘せ定期預金 —

2022年4月1日現在

1. (契約期間)

この預金の契約は、2022年4月1日(金)から2023年3月31日(金)までとします。

2. (預入資格)

この預金は個人(個人事業主含む)のお客さまが預入れできます。

相続手続完了後1年以内に相続した預金を上限にお預入れできます。

相続により取得した不動産や株券等の換金代金もお預入れできます。

※以下の書類等で確認させていただきます。

(例：本人遺産確認書類(運転免許証等)・遺産分割協議書・戸籍謄本等)

※すでに当金庫にお預入れの相続人名義の(相続によらない)預金でのお預入れはできません。

※「青い森しんきん相続定期預金」の満期資金でのお申込みはできません。

3. (預金の種類・預入期間)

自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」という)および自由金利型定期預金

(以下「大口定期」という)を基準とした自動継続定期預金1年ものの新型定期預金。

4. (預金金額・預入単位)

「スーパー定期」は100万円以上1,000万円未満 / 1円単位、「大口定期」は1,000万円以上。

5. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以後に支払います。

6. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他を受入れたとき、その証券が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引き換えのうえ、当店で返却します。

7. (適用利率)

(1) 期間中、「スーパー定期」「大口定期」各々の店頭表示利率を5倍した利率を適用します。

(2) 金利環境の変化により適用金利や販売条件を変更する場合があります。

(3) 当金庫がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた別に定める中途解約利率により計算した利息とともに支払います。(小数点第3位以下切捨て)

(4) 自動継続定期の満期日が到来した場合の継続後の利率は、継続日の店頭表示利率(「スーパー定期」・「大口定期」)となります。

8. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店に提出してください。

9. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章・名称・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 証書や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、その為に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

以 上